

平成25年9月20日判決言渡・同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第20816号低周波音被害国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年6月14日

判 決

原 告

原 告

原 告

原 告

上記4名訴訟代理人弁護士 井 坂 和 広
同 石 井 英 智

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

同代表者法務大臣

同 指 定 代 理 人

同

同

同

同

同

同

同

同

国

谷 垣 稔 一

和 田 將 紀

九 反 田 悠 妃

桑 原 厚 城

内 田 高 城

藤 塚 哲 朗

東 光 靖 浩

光 真 拓 實

真 石 正 人

石 塚 哲 朗

主 文

- 1 原告らの訴えのうち、平成25年6月15日以降1日1000円の割合による損害賠償金の支払を求める請求に係る部分を却下する。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告らに対し、それぞれ100万円及びこれに対する平成24年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告らに対し、それぞれ平成24年7月21日から判決確定まで1日あたり1000円の割合による金員を支払え。
- 3 仮執行宣言

第2 事案の概要

本件は、原告らが、環境大臣において、周波数100Hz以下の音（以下「低周波音」という。）による健康被害の発生を防止するための規制権限を違法に行使せず、また、地方公共団体の担当部署等に対して建具類のたつきや室内での不快感などについて苦情の申立てがあった場合に低周波音によるものかどうかを判断する目安になる値（以下「参照値」という。）を違法に公表したため、健康被害及び精神的苦痛を受け、1日1000円の割合による損害を被ったとして、被告に対し、国家賠償法1条1項による損害賠償請求権に基づき、

- (1) 原告において、隣地居住者が低周波音を発生させる冷凍庫等を稼働させた日である平成20年9月1日から本件訴訟を提起した日である平成24年7月20日までに生じた損害賠償金141万9000円のうち100万円及び上記冷凍庫等設置後の日である平成24年8月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払

を、

- (2) 原告 (及び原告)において、隣地において工場を操業する会社が低周波音を発生させる集塵機等を稼働させた日である平成21年3月30日から本件訴訟を提起した日である平成24年7月20日までに生じた損害賠償金各120万9000円のうち100万円及び上記集塵機等設置後の日である平成24年8月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、
- (3) 原告において、隣地居住者が低周波音を発生させる自然冷媒ヒートポンプ給湯器を稼働させた平成21年4月26日から本件訴訟を提起した日である平成24年7月20日までに生じた損害賠償金118万2000円のうち100万円及び上記給湯器設置後の日である平成24年8月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、

それぞれ求めるとともに、各原告につき、本件訴訟を提起した日の翌日である平成24年7月21日から本判決が確定するまで1日1000円の割合による損害賠償金の支払を求めた事案である。

1 爭いのない事実等（認定事実は末尾の括弧内に証拠を掲記する。）

- (1) 環境省（平成16年1月5日以前は環境庁。以下、「環境庁」と「環境省」とを区別せず、「環境省」という。）は、平成16年6月、「低周波音問題対応の手引書」（甲1、乙2）（以下「手引書」という。）を公表し、低周波音に関連する苦情の申立てに対応する際に参考すべき参考値を定めた。
- (2) ア 原告 (及び原告)は、平成21年頃、公害紛争処理法に基づいて設置された被告の機関である公害等調整委員会裁定委員会（以下「裁定委員会」という。）に対し、隣地居住者が屋内外に設置した冷凍庫等から生じた低周波音等により健康被害を受けたとして、同健康被害が生じた原因が上記低周波音等にある旨を求める原因裁定（公害紛争処理

法42条の27第1項)を申請したところ、裁定委員会は、平成22年6月7日、上記低周波音によって上記健康被害が生じたことを認めることに足りる証拠はないこと等を理由に、上記申請を棄却した(甲3)。

イ 原告^一及び^二は、平成21年頃、裁定委員会に対し、隣地において工場を操業する会社が工場内に設置した集塵機等から生じた低周波音等により健康被害、精神的苦痛等を受けたとして、それぞれ、上記会社に対して損害賠償金の支払を求める責任裁定(公害紛争処理法42条の12第1項)を申請したところ、裁定委員会は、平成23年11月28日、上記低周波音等と原告^一及び^二の上記健康被害との間に因果関係が認められないと等を理由に、上記各申請を棄却した(甲6)。

ウ 原告^一は、平成21年頃、裁定委員会に対し、隣地居住者が設置した給湯器から生じた低周波音等により健康被害を受けたとして、同健康被害が生じた原因が上記低周波音等にある旨を求める原因裁定を申請したが、その後、同申請を取り下げた(弁論の全趣旨)。

2 争点及び当事者の主張

(1) 環境大臣が低周波音を原因とする健康被害を防止する権限を行使しなかつたことが国家賠償法上違法といえるか(争点1)

【原告らの主張】

ア 低周波音は、環境基本法2条3項にいう「騒音」にあたるところ、被告は、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定める義務を負うから(同法16条1項)、同法は、環境大臣に対し、低周波音についても、上記基準を定める義務を負わせたものといえる。

イ そして、環境大臣は、昭和40年代以降、低周波音を原因とするめまい、吐き気、胸の圧迫感、頭痛、手足のしびれ、耳鳴り、いらいら、不眠、うつ等の健康被害(以下、単に「健康被害」という。)に係る苦情の件数が

増加していることを認識し、昭和52年頃から、低周波音を原因とする調査や研究を始め、昭和53年度及び昭和59年度には低周波音に関する実態調査の報告書を発表し、平成13年度以降も低周波音の問題に取り組み、平成14年8月には、社団法人日本騒音制御工学会に委託し、同学会に「低周波音対策検討調査委員会」を設置させたところ、平成16年6月、上記実態調査等を元にして、手引書を公表した。

ウ そうすると、環境大臣は、低周波音を原因として国民に生じる健康被害を防止する責務を引き受けたものというべきであり、遅くとも原告らの隣地居住者又は隣地において工場を操業する会社が低周波音を発生させる機械を稼働させた日から現在までの間、原告らに対し、低周波音を原因とする健康被害を防止するための規制措置を講ずる義務、具体的には、
① 国際水準を基礎とし、我が国において発生している低周波音を原因とする健康被害の実態を前提として、同健康被害を防止するに足りる水準の規制基準値を制定する義務、② 手引書において参考値を公表したことにより地方自治体の低周波音問題に係る担当窓口や都道府県公害審査会等で生じた弊害に対する改善策を講じる義務、及び③ 裁定委員会が、低周波音による健康被害を受けたと主張する者が申請した裁定事件において、参考値を基準とした判断をしていることに対し、是正策を講じる義務を負っているにもかかわらず、現在までの間、これらの措置をとらなかつたのであるから、環境大臣が低周波音を原因とする健康被害を防止する権限を行使しなかつたことは国家賠償法上違法である。

【被告の主張】

原告らの主張のうち、イは認め、その余は、否認し、争う。

ア 環境基本法は、環境保全に係る基本理念を定め、被告、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定める法律にすぎないのであって、同法16条も、行政

上の政策目標を定めた規定にすぎず、同法が原告らの具体的利益を保護する趣旨を含むということはできないから、原告らの主張は前提を欠く。

(イ)ア この点をおくとしても、原告らの主張する義務①については、昭和40年代以降の継続的な調査研究によっても、一般環境中に存在するレベルの低周波音が人の生理的側面に及ぼす影響は明らかになっておらず、明確な規制基準を定めるために参考となり得るような科学的知見は得られていないから、原告らの主張は前提を欠く。

(イ)イ 原告らの主張する義務②については、参照値の公表によって、低周波音問題に対応する地方公共団体等の職員らが、参照値のみを基準に判断している等の弊害が生じている事実はないから、原告らの主張は前提を欠く。

仮に上記弊害が生じており、環境大臣がこれに対する改善策を講じる義務を負っているとしても、環境大臣は、地方公共団体の職員等に対し、参照値の意義や用い方について周知徹底を図っているから、環境大臣が上記改善策を講じる義務に違反したとはいえない。

(イ)ウ 原告らの主張する義務③については、裁定委員会は、参照値等の数値だけでなく、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、低周波音を含む騒音を発生させている施設の状況、被害者である申請人の生活状況や四囲の状況等の事情を総合的に考慮した上で裁定しているから、そもそも裁定委員会が参照値を基準とした判断をしているとはいえない、原告らの主張は前提を欠く。

(2) 環境大臣が参照値を公表した行為が国家賠償法上違法といえるか（争点2）

【原告らの主張】

環境大臣は、環境基本法1条の基本理念とそれを実現するための具体的施策の実施を規定する同法16条1項に基づき、低周波音による健康被害を防

止すべき義務を負うところ、環境大臣が、ある者に生じた健康被害が低周波音によるものか否かの判断の目安となる数値を公表すれば、それが目安としての数値であっても、事実上、上記数値が健康被害の原因が低周波音によるかどうかの基準になることは明らかである。

そうすると、環境大臣は、遅くとも原告らの隣地居住者又は隣地において工場を操業する会社が低周波音を発生させる機械を稼働させた日から現在までの間、原告らに対し、上記義務の具体的な内容として、国際水準を大幅に下回る数値を公表しない義務を負っているにもかかわらず、国際水準を大幅に下回る参考値を公表したのであるから、環境大臣が参考値を公表した行為は、国家賠償法上違法である。

【被告の主張】

原告らの主張は否認し、争う。

環境基本法16条1項は、個別の国民に対する職務上の法的義務を生じさせるものではないから、同項を根拠として参考値を公表した環境大臣の行為が職務上の法的義務に違反するとする原告らの主張は失当である。

その点をおくとしても、低周波音問題に関しては、継続的な研究調査によっても明確な規制基準を定めるために参考となり得るような科学的知見は得られておらず、一律の基準を設けて規制を行うことは困難であったところ、環境省は、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、一律の基準だけでは問題の解決が難しいことから、苦情の申立ての受付から解決に至る道筋における具体的な方法や配慮事項、技術的な解説などを掲載した手引書を発表したのであり、苦情の申立てが発生した場合に、低周波音によるものかを判断する目安として参考値を示したにすぎない。そして、手引書には、評価指針の適用に当たり、参考値は低周波音によると思われる苦情に対応するためのものであり、対策に当たっては技術的可行性等総合的な検討が必要であるとの注意事項が定められているのである。以上によれば、環境省が手引

書（参照値）を策定したことにつき、環境大臣が職務上の法的義務に違反したということはできない。

- (3) 原告らは、環境大臣が規制権限を行使せず、又は、参照値を公表したことによって、いかなる損害を被ったか（争点3）

【原告らの主張】

ア 因果関係について

低周波音にさらされた者に健康被害が生じる可能性があることは、既に得られた科学的知見であるところ、低周波音の発生と時期を同じくして健康被害が生じた事実が認められれば、低周波音により健康被害が生じたとの因果関係が認められるべきであり、因果関係がないことは被告が主張立証責任を負うというべきである。

そして、原告らには、隣地居住者又は隣地で工場を操業する会社が機械を設置することで低周波音を発生させた時期と同じくして、健康被害が生じている。

そうすると、原告らは、環境大臣が規制権限を行使すれば、又は参照値を公表しなければ、低周波音にさらされることはなく、したがって、低周波音によって健康被害を受け、精神的損害を受けることもなかったから、環境大臣による規制権限の不行使又は参照値の公表と原告らが低周波音にさらされたこととの間には因果関係がある。

イ 損害について

原告らは、低周波音にさらされたことにより健康被害を受け、精神的苦痛を受けたところ、これを金銭に換算すれば、1日あたり1000円となる。原告らの具体的な損害賠償金額は、原告^一については隣地居住者が低周波音を発生させる冷凍庫等を稼働させた日である平成20年9月1日から本件訴訟を提起した日である平成24年7月20日までに生じた141万9000円、原告^二及び^三について

では隣地において工場を操業する会社が低周波音を発生させる集塵機等を稼働させた日である平成21年3月30日から本件訴訟を提起した日である平成24年7月20日までに生じた各120万9000円、原告について、隣地居住者が低周波音を発生させる給湯器を稼働させた平成21年4月26日から本件訴訟を提起した日である平成24年7月20日までに生じた各118万2000円である。

【被告の主張】

ア 原告らの健康被害が低周波にさらされたことによって生じたとはいえない。

また、環境大臣が、原告らの主張する義務①ないし③を果たし、又は参考値を公表しなかった場合に、裁定委員会による救済を受けるなどして原告らが受けている健康被害を回避することが可能であったとはいえない。

イ 損害についての原告らの主張は、否認し、争う。

第3 当裁判所の判断

1 将来の損害賠償請求に係る訴えの適法性について

将来の給付を求める訴えはあらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる（民事訴訟法135条）。そして、現在不法行為が行われており、同一態様の行為が将来も継続することが予想されても、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点においてはじめてこれを認定することができ、かつ、上記権利の成立要件の具備については債権者がこれを立証すべきものと考えられる場合には、かかる将来の損害賠償請求権は、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格性を有しない（最高裁昭和51年(オ)第395号・同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁参照）。

本件についてこれをみると、原告らは、環境大臣が規制権限を行使せず、又

は参照値を公表したことが国家賠償法上違法であるとして、本件口頭弁論終結日の翌日である平成25年6月15日以降の日において各原告につき1日あたり1000円の損害が生じると主張するところ、その主張の当否をさておくとしても、同日以降も低周波音が発生するか否か、低周波音が発生するとしても原告らがこれにより健康被害を受け、精神的損害を被るか否かについて判断することは困難であることからすれば、上記損害額をあらかじめ一義的に明確に認定することはできないといわざるを得ない。そうであるとすれば、原告らが主張する平成25年6月15日以降1日1000円の割合による損害賠償金の支払を求める権利は、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格性を有しない。

2 認定事実

争いのない事実等、証拠（甲1、甲2、乙2、乙5）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 環境基本法の概要は次のとおりである。

環境基本法は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに、国等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること等を目的とするものであり（1条），環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる騒音等によって、人の健康等に係る被害が生ずることを公害として定義し（2条3項），国の責務について、同法3条ないし5条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとし（6条），政府は、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとされ（16条1項），同基準については、常に適切な科学的判

断が加えられ、必要な改定がなされなければならないこと（同条4項）等を定める。

(2) 我が国における昭和40年代頃以降の低周波音を原因とする健康被害に関する取り組みは、次のとおりである。

ア 昭和40年代頃から、低周波音に関する苦情が申し立てられるようになり、各種学会においても、注目されるようになったため、環境省は、昭和51年度から平成元年度に至るまで、低周波音についての調査研究を行った。

イ 環境省は、平成元年4月、上記調査研究をまとめた「低周波空気振動調査報告書」（乙5）において、一般環境中に存在するレベルの低周波音では、可聴音と複合した場合においても、人体に及ぼす生理的影響を証明し得るデータは得られなかつたことを公表した。

ウ 環境省は、その後も低周波音に関する苦情がなくならなかつたことから、上記調査研究を継続し、社団法人日本騒音制御工学会に対し、最新の科学的知見と課題の整理についての取りまとめを委託したところ、上記学会は、平成15年3月、上記調査研究をまとめた「低周波音対策検討調査（中間とりまとめ）」（甲1、乙2の29頁から85頁まで）において、一定の音圧レベルを超えた低周波音によって不快感を覚えることがあり、さらに継続して低周波音にさらされることによって、いらいら感や不安感が生じるもの、どのような場合に不快感等を覚えるかには個人差があること、低周波音によって、頭痛、圧迫感、全身違和感等が生じ得るもの、その要因が低周波音であるか否かを見極めるための方法論が確立しているとは言い難いことなどを発表した。

エ 環境省は、平成16年6月、上記「低周波音対策検討調査（中間とりまとめ）」の結果を踏まえ、手引書（甲1、乙2）において、固定された音源から生じる低周波音に関する苦情を解決する際の参考とするため、低

周波音の測定や測定結果の評価方法等の具体的な手順、その際の配慮事項、技術的な解説等を発表した。

手引書には、参考値が記載されているところ、低周波音の測定結果を評価する際に参考値を用いるにあたっては、測定結果が参考値以上の場合であっても、他の原因によって健康被害が生じている可能性は排除されず、他方、測定結果が参考値以下の場合であっても、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度残されている上、評価の結果健康被害が低周波音を原因とするものでないと考えられる場合であっても、低周波音について再調査等を検討する必要のある場合があること、参考値が規制基準や要請限度とは異なるものであること、参考値は対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドライン等として策定されたものではなく、低周波音対策に当たっては、技術的な可能性等の総合的な検討が必要であること等について留意することとされた。

才 環境省は、平成20年4月17日、各都道府県の低周波音問題を担当する部署に対し、参考値の取扱いについて、重ねて、参考値が対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドライン等として策定されたものでないこと、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参考値以下であっても低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度残されていることなどを周知した。

3 争点1（環境大臣が低周波音を原因とする健康被害を防止する権限を行使しなかったことが国家賠償法上違法といえるか）について

- (1) 国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責めに任ずることを規定するものである（最高裁昭和53年(才)第1240号・同60年11月21日第

一小法廷判決・民集39巻7号1572頁参照)。

そして、国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解される(最高裁判平成13年(受)第1760号・同16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁参照)。

(2) 前記の事実認定によれば、次のことが明らかである。

ア 環境省は、昭和40年代頃から、低周波音に関する苦情が申し立てられたことを契機として、平成16年6月頃までの間、低周波音を原因とする健康被害等に関し、自ら研究調査を行い、又は社団法人日本騒音制御工学会に委託して研究調査を実施させ、平成16年6月時点において、低周波音によって健康被害が生じる可能性が認められるとの科学的知見を得てはいたものの、健康被害の発生に個人差が存在することもあり、ある者に健康被害が生じた場合に、それが低周波音を原因とするかどうかという点についてまでを解明するに至る科学的知見を得ることはできなかった。

イ 環境省は、数次にわたる調査研究の結果を公表しても低周波音に関する苦情がなくならなかつたことから、これを解決する際の参考とするため、平成16年6月、手引書を公表して参考値を明らかにし、地方公共団体の担当部署に対し、低周波音の測定や測定結果の評価方法等の具体的な手順、その際の配慮事項、技術的な解説等を周知するとともに、参考値を低周波音を原因とする健康被害が生じたか否かを判断するための絶対的な基準とするのではなく、場合によっては、再調査を行う必要があるほか、健康被害を生じさせる他の原因についても検討すべき場合があること等を周知し、同様の事項を、平成20年4月17日頃にも周知した。

(3)ア 前記の環境基本法の概要からすれば、環境大臣には、環境基本法上、低周波音を含む騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定める権限が与えられているというべきところ、環境基本法が環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを中心的な目的としていること、同法が国等の責務についての大綱的な規定を置いているのみで、上記権限を行使するために必要となる調査等については、それを行う具体的な手段に係る規定を置いていないこと、上記基準の策定には、事業者その他の人の活動に対する制限が伴うことからすると、仮に、原告らの生命及び身体という利益が環境基本法上保護される利益に当たるとしても、環境大臣が上記利益を保護するために基準を定めるか否か、及び基準を定めるとしてどのようなものとするかについては、環境大臣の広範な裁量にゆだねられているものと解される。

イ 原告らの主張する義務①について

環境省においては、前記説示のとおり、低周波音によって健康被害が生じる可能性が認められるとの科学的知見を得てはいたものの、ある者に健康被害が生じた場合に、それが低周波音を原因とするかどうかという点についてまでを解明するに至る科学的知見を得ることはできなかったのであり、原告らの援用する証拠（甲8、甲10の1、甲12、甲14、甲15、甲24）によっても、現在においてこれと異なる科学的知見が得られたなどの事情も認められない。

そして、環境省は、手引書において参考値を公表するとともに、地方公共団体の担当部署に対し、低周波音の測定や測定結果の評価方法等の具体的な手順、その際の配慮事項、技術的な解説等を周知したというのであり、これらの措置が上記の科学的知見に明らかに沿わないものということもできないのであるから、環境大臣が、それを超えて、現在に至るまで低周波音に係る規制基準値を制定しなかったことをもって、上記権限の不行使が

許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとはいえない。

ウ 原告らの主張する義務②及び③について

原告らの提出した証拠（甲2ないし6）によっても、地方自治体の低周波音問題に係る担当窓口、都道府県公害審査会、裁定委員会等において、参考値のみを基準とした処理がなされているなどの弊害が生じた事実を認めることはできない。

この点をおくとしても、環境省は、手引書において参考値を公表した際、併せて、参考値を、低周波音を原因とする健康被害が生じたか否かを判断するための絶対的な基準とするのではなく、場合によっては、再調査を行う必要があるほか、健康被害を生じさせる他の原因についても検討すべき場合があること等を周知し、同様の事項を、平成20年4月17日頃にも周知したというのであるから、環境大臣がこれ以上に対策を取らなかったことをもって、上記権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められない。

(4) 以上のとおり、原告らの争点1に関する主張には理由がない。

4 争点2（環境大臣が参考値を公表した行為が国家賠償法上違法といえるか）について

原告らは、環境大臣が、ある者に生じた健康被害が低周波音によるものか否かの判断の目安となる数値を公表すれば、それが目安としての数値であっても、事実上、上記数値が健康被害の原因が低周波音によるかどうかの基準になることは明らかであるから、環境大臣は、遅くとも原告らの隣地居住者又は隣地において工場を操業する会社が低周波音を発生させる機械を稼働させた日から現在までの間、原告らに対し、上記義務の具体的な内容として、国際水準を大幅に下回る数値を公表しない義務を負っていたと主張する。

しかし、前記認定の事実によれば、参考値が規制基準や要請限度とは異なるものであり、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境の

ガイドライン等として策定されたものではないことは、手引書の記載自体から明らかであり、環境省は、平成20年4月17日頃にもそのことを周知しているのである。また、本件全証拠によても、環境大臣が、ある者に生じた健康被害が低周波音によるものか否かの判断の目安となる数値を公表すれば、それが目安としての数値であっても、事実上、上記数値が健康被害の原因が低周波音によるかどうかの絶対的な基準になることを認めることはできず、現に、原告らの提出した証拠（甲2ないし6）によても、地方自治体の低周波音問題に係る担当窓口、都道府県公害審査会、裁定委員会等において、参照値のみを絶対的な基準とした処理がなされているなどの弊害が生じた事実を認めることはできない。

したがって、原告らの争点2に関する主張は理由がない。

5 争点3（原告らは、環境大臣が規制権限を行使せず、又は、参照値を公表したことによって、いかなる損害を被ったか）について

本件の審理の経緯に鑑み、環境大臣が規制権限を行使せず、又は参照値を公表したことと、原告らが主張する損害との因果関係の有無（争点3）について検討しても、そのような権限の不行使や参照値の公表がなければ、原告らが低周波音にさらされることはなく健康被害を回避することが可能であったとか、地方自治体の低周波音問題に係る担当窓口、都道府県公害審査会、裁定委員会等による救済を受けられたとの事実を認めるに足りる証拠はない。

また、原告らは、低周波音の発生と時期を同じくして健康被害が生じた事実が認められれば、低周波音により健康被害が生じたとの因果関係が認められるべきであると主張するが、採用できない。そして、原告らの援用する証拠（甲47ないし49（枝番を含む。））によても、原告ら宅の周辺で低周波音が発生しており、原告らがこれにさらされることによって健康被害を受けた可能性を否定することまではできないとしても、その高度の蓋然性があると認めるることはできないから、原告らに生じた健康被害が低周波音を原因とするもので

あることを認定するには足りず、本件に現れた他の証拠によっても、これを認定することはできない。

以上のとおり、原告ら宅の隣地居住者又は隣地で工場を操業する会社が前記機械を稼働させたことと原告らに健康被害が生じたこと、環境大臣が規制権限を行使せず、又は参考値を公表したことと上記機械が稼働したこと又は原告らの健康被害が回復されていないこととの間には、いずれも因果関係が認められないから、その余の点について判断するまでもなく、原告らの争点3に関する主張には理由がない。

第4 結論

よって、原告らの訴えのうち各原告につき平成25年6月15日以降1日あたり1000円の割合による損害賠償金の支払を求める請求に係る部分は、不適法であるからこれを却下することとし、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判断する。

東京地方裁判所民事第16部

裁判長裁判官 矢 尾 渉

裁判官 前 澤 功

裁判官 神 永 曜

こ れ は 正 本 で あ る。

平成 25 年 9 月 20 日

東京地方裁判所民事第 16 部

裁判所書記官 吉 原 美 香